

「電化製品」、「衣料品類」及び「車両用品」の定例一般競争見積りについて

1 定例一般競争見積りとは

一般競争に準じ、見積依頼の相手方を特定せず、調達内容・数量等を公開（縦覧）し、参加希望者から提出された見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約する方式です。

青森地区では、会計管理課分室内でオープンカウンター形式の定例一般競争見積りを実施していますが、今回新たに試行する「電化製品」、「衣料品類」及び「車両用品」については、課内縦覧の外、青森県庁ホームページにおいても見積依頼書等（見積依頼書、内訳書、仕様書等を含む。以下同じ。）を公開します。

2 参加資格について

- ・ 青森県の「物品の製造の請負・買入れ及び借入れの契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- ・ 青森県知事から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 見積依頼書等の公開

見積依頼書等の公開は、物品調達グループでの縦覧、青森県庁ホームページ（以下「HP」という。）に掲載して行います。なお、従来から行っている定例一般競争見積り（事務用品、OA用品、印刷、家庭用品）は、HPでの見積依頼書等の公開は行いませんのでご注意願います。

公開中の案件について、確認の結果、仕様や品番、参考品の訂正が生じたときは、既に提出された見積書がない場合で参加者の競争に影響がない場合を除き、原則として、当該案件については、一旦、取り下げることとします。

案件の取り下げがあった場合は、随時、物品調達グループ室内の掲示板及びHPでお知らせします。この場合、当該案件について既に提出された見積書については、無効として取り扱うこととなりますので予めご了承ください。

4 見積書の提出

見積参加希望者は、見積依頼書等を熟読の上、公開した提出期限の午前10時までに封入した見積書（開札日まで保管します。）を随時提出してください。提出方法は、当面の間、持参のみとします。

なお、見積書には、連絡のとれるメールアドレスを記入してください。

5 契約の相手方の決定及び通知

開札は非公開で行います。有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方として決定し、原則として、提出期限当日午後3時頃を目途に物品調達グループ室内の掲示板に掲載するとともにHPに掲載いたします。作業進捗等によって掲示時期が遅れる場合にも同様の方法でお知らせいたします。

6 同価の場合について

最低価格を提示した見積業者が複数ある場合は、くじ引きで相手方を決定するものといたします。同価の見積書を提出された参加者には、くじ引きの日時をお電話等でご連絡いたします。

この場合において、くじ引きに出席できない事業者様につきましては、当該契約とは関係のない職員が、代わりにくじを引いて決定します。

7 その他留意事項

(1) 見積書のあて名について

見積書のあて名は、「青森県知事」とすること。

(2) 仕様書について

仕様書に不明な点がある場合は、当グループの指示に従うこと。

(3) 見積書の金額について

特に指示のない限り、消費税を含んだ総額とすること。必ず、本体価格（消費税及び地方消費税を含まない価格）と消費税及び地方消費税を併記してください。

(4) 見積書の無効について

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効です。また、一度提出した見積書の引換え又は変更をすることはできません。

- ① 見積書に記載すべき事項に誤脱、判読不能、未記入等のある見積書
- ② 首標金額を訂正した見積書
- ③ 受付締切日時までに到達しなかった見積書
- ④ 同一人が見積もった金額の異なる2通以上の見積書
- ⑤ 不正な利益を得るために連合した者の見積書

(5) 委任状について

委任代理人がその名義で見積書を作成する場合は、委任状の提出が必要です。（既に有効な期間委任状が提出されている場合を除く。）

(6) 決定後の辞退について

開札の結果、相手方となった事業者が決定した後に、契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損ねる行為があった場合には、原則指名停止を行います。

(7) 納入管理票、物品受領書について

開札の結果、相手方となった事業者は、納入時に使用する「納入管理票」及び「(供用) 物品受領書」を翌日以降取りに来てくださるようお願いいたします。

青森県ホームページ>組織でさがす>出納局>会計管理課>青森地区の定例一般競争見積りについて
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/openc.html>